

別添 2

負担軽減措置の内容とその手続き

申請等の内容	申請者が郵送する書類等	注意事項
経験者講習受講申込	<p>受付時間内に電話で予約し、次の書類を警察署に郵送する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 写真（無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真）を貼付した猟銃等講習会受講申込書1通（住所地以外の警察署で開催される場合は2通、2通目は写真不要） 2 愛媛県収入証紙3,000円分 3 事前にテキストの送付を希望する場合は、テキスト（約200グラム用）送付用封筒（住所、氏名を記載した角形2号の封筒で簡易書留料金の切手を貼付したもの又はレターパックプラス）を同封する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・書類は、受講日の前々日（管轄地以外の警察署開催の講習を受講希望する場合は1週間前）までに警察署に到着させること。
初心者講習受講申込	<p>受付時間内に電話で予約し、次の書類を警察署に郵送する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 写真（無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真）を貼付した猟銃等講習会受講申込書2通（2通目は写真不要） 2 愛媛県収入証紙 6,900円分 3 テキスト（重量約330g）送付用の返信用封筒（住所、氏名を記載した、角形2号の封筒で簡易書留料金の切手を貼付したもの又はレターパックプラス）を同封する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話予約は、受講希望日の2週間前までとする。 ・書類は、受講日の1週間前までに警察署に到着させること。
教習資格認定申請及び猟銃用火薬類等譲受許可申請	<p>担当者から教習資格認定書を交付する旨の電話連絡があった際、郵送を希望する旨を告げ、次の書類等を警察署に郵送する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 猟銃用火薬類等譲受許可申請書2通 2 火薬類消費等計画書 3 愛媛県収入証紙2,400円分 4 返信用封筒（住所、氏名を記載した角形2号の封筒で簡易書留料金の切手を貼付したもの。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・教習資格認定申請書は、住所地を管轄する警察署で申請する。 ・郵送での取扱いは、認定書ができてからとなる。
技能講習受講申込	<p>受付時間内で、受付締切日の1週間前まで（休日開催の場合は、直前の平日まで。）に電話で予約し、次の書類を警察署に郵送する。</p> <p><受講申込時></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 技能講習受講申込書2通 2 ライカ判の顔写真（申請書に添付せず、同封する。） 3 愛媛県収入証紙14,000円分 <p><技能講習通知書作成後、郵送希望の場合></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 猟銃用火薬類等譲受許可申請書2通 2 愛媛県収入証紙2,400円分 3 返信用封筒2通（住所、氏名を記載した角形2号の封筒2通にそれぞれ簡易書留料金の切手を貼付したもの。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・技能講習受講申込書などの書類は、受付締切日の前日までに警察署へ必着のこと。 ・返信用封筒1通は、技能講習通知書、猟銃用火薬類譲受許可証を送付する際に使用する。もう1通は、講習修了証明書を送付する際に使用する。
猟銃・空気銃所持許可証の郵送	<p>郵送希望の場合には、</p> <p>返信用封筒（住所、氏名を記載した、長形3号又は角形2号の封筒で簡易書留料金の切手を貼付したもの。）を警察署に郵送する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新規許可者のみ。 ・猟銃等を譲受後に確認の手続きが必要。
講習修了証明書、技能講習修了証明書、教習資格認定証の書換え、再交付	<p>受付時間内に電話で連絡し、次の書類を警察署に郵送する。</p> <p><書換えの場合></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 それぞれに対応する書換申請書2通 2 それぞれに対応する証明書又は認定証 3 住民票の写し（本籍地の記載があるもの。） 4 返信用封筒（住所、氏名を記載した角形2号の封筒で簡易書留料金の切手を貼付したもの。） <p><再交付の場合></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 それぞれに対応する再交付等申請書2通 2 教習資格認定証の場合は、写真1枚 3 返信用封筒（住所、氏名を記載した角形2号の封筒で簡易書留料金の切手を貼付したもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料なし。

- 1 受付時間は、平日の午前9時00分から午後4時30分までとします。
- 2 通常の郵便で郵送された書類については、警察署に到着した確認が取れません。ご自分で確認されたい場合には、簡易書留等の方法で郵送して確認してください。
- 3 記載内容、収入証紙の金額等に誤りがあった場合には、来署して訂正してもらうことになります。

別記様式第2

委任状

代理人 住所： _____

氏名： _____

生年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日生

電話番号： _____

私は、上記代理人に対し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）に基づく

- 猟銃等講習会の受講の申込み（法施行規則第20条）
- 教習資格認定証の交付（法第9条の5第2項）
- 教習資格認定及び技能講習の受講に係る、猟銃用火薬類等の譲受けの許可の申請及び猟銃用火薬類等譲受許可証の交付（火薬類取締法第17条第1項等）
- 技能講習の受講の申込み（法施行規則第26条等）
- 技能講習修了証明書の交付（法第5条の5第2項）
- 猟銃・空気銃所持許可証の新規交付（法第7条第1項）
- 講習修了証明書の書換え又は再交付の申請（法施行規則第22条）
- 教習資格認定証の書換え又は再交付の申請（法施行規則第56条）
- 技能講習修了証明書の書換え又は再交付の申請（法施行規則第29条）

に係る書類の $\left\{ \begin{array}{l} \square \text{ 提出} \\ \square \text{ 受領} \end{array} \right\}$ に関する一切の権限を委任します。

年 _____ 月 _____ 日

委任者 住所： _____

氏名： _____

印

生年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日生

電話番号： _____

代理人との関係：代理人は、私の _____ です。